

8-3 地場産業との連携によるものづくり

滋賀大学 教育学部 特任准教授 隼瀬 大輔

1. はじめに

1.1 衰退する伝統工芸産業産地

伝統的地場産業産地におけるものづくりは、生活様式の変化、大量生産品や海外からの類似代替品の流通などのため需要が低下している。そして、結果として全国的に生産額の減少により後継者育成も困難となっている。滋賀県内にも国の伝統的工芸品の指定を受けた3品を含め、県指定の伝統的工芸品が42品存在する。しかし、生産額の減少、従事者の減少、後継者育成が困難なものづくりも存在する。これらの工芸品は地域の特色を残した文化的価値が存在し、グローバル化した現代において地域の特色を残した地域財産としてもものづくりの活用は重要な課題であると考えられる。

1.2 調査・保護・発展

地域の特色が表れた地域財産を活用したものづくりを発展させてゆくためには、大きく三つの段階に分けることができる。第一段階としては現状の把握、第二段階として保護・保存、第三段階として発展である。

第一段階としては地場産業産地の特色、素材、技術・技法、抱える問題など現状の把握が必要である。次に第二段階として現状の技術・技法の保護・保存であるが、高齢化が進み伝承してゆくことが困難な伝統的工芸品産業においては急務である。また、地域に根ざした特色ある素材や技術・技法などを伝承してゆくことは地域の歴史的資料としても重要である。また、伝統工芸品を保護する法令としては「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」や「文化財保護法」があげられる。多くの問題を抱えた産地をこれらの法令で保護し支援することは必要である。しかし、これからも需要は生活様式の変化などにより変化していくことが考えられる。そのため、工芸品という生活に根ざしたものづくりも需要に対応した変化が求められ続けるだろう。伝統的とされている工芸の歴史の背景には常に時代の需要に合わせて変化してきたという部分もあり、その結果として現在まで伝承されてきている事も考えられる。そのため、第三段階として、伝統的なものづくりの素材や技術・技法を活用した新商品の開発は必要である。このような現代の需要に即した形に変化させながら発展している産地も存在する。伝統的なものづくりを保護するという動きに対し、新商品の開発は伝統的なものづくりを脅かす危険性も含んでいる。しかし、これらの3つの段階を組み合わせることによって、伝統的工芸品として認定されたものだけでなく、その周辺にある関連産業の生産額を増すことは産地全体としての生産額を向上させ、結果として、後継者育成のための仕事量の確保や地域の活性化へとつながることが考えられる。また、伝統的なものづくりの技術・技法と科学技術的なものづくりとの融合によっても新商品の開発の可能性も存在する。

1.3 伝統工芸産業の発展のために

「ものづくり中小企業支援」、「小規模事業者等JAPANブランド育成」(いずれも経済産業省中小企業庁)、「地域イノベーション戦略支援プログラム」(文部科学省)、ものづくりマイスター活用技術・技能継承促進事業(経済産業省)など中小企業や地域におけるものづくり、伝統産業に対する政府が助成する制度なども多く存在する。これらは国内のものづくりを支援し、海外へむけた国際競争力を高めるための事業である。

本論では「産地コア」と呼ばれる伝統的地場産業産地の中心部分の保証としてどのような方法があるのか、また、発展させていく方法としてどのような方法が考えられるのか検討した。

2. 伝統産業産地

伝統産業産地とは明治以降に起源をもち、地域の文化的な特性を内包し、やや工芸的特性を持っている日用品を生産加工してきた産業と定義され、画一性・均質性を備えた近代工業製品に比べ、地域性・人間性・文化性をもっている。そして、伝統産業産地の多くは原材料や地域の需要を基盤に各地域で興され地域社会、生活文化と密接不可分な関係を築きながら、特定製品の生産に携わる生産者が集中的に集積し、一定の産地を形成してきた。そして、その中心には素材や技術・技法があり、地域のオリジナリティーを備えた地場産業産地のものづくりとなっている。上野はこの中心となる部分を「産地コア」と定義し、地場産品・伝産品の価値を実現させるためにはこの「産地コア」(地域の原材料基盤と伝統的技術・技法)存在と「産地システム」(これらを結合して具体的な産品を生産し、流通させる産地の仕組み)の持続性が必要であるとしている。ⁱⁱ

また、この「産地コア」はその土地で入手できる材料を使い、気候風土を考慮したものづくりや歴史的背景などにより分業化されてきたシステムなどの積み重ねが産地の伝統となってきた。そのため、地域の自然・歴史などの風土基盤(場所や気候、素材)と、地域で独自に培われた技法・技術の継承方法(例えば徒弟制度、家内継承者、産地内での分業システムなど)が行われてきたため属地的・属人的部分が多く存在している。このような属地的・属人的部分は経験や勘に基づくため言語化しえないまたは言語化しにくい知識「暗黙知」として継承されてきたため、「形式知」(言語化された明示的な知識)として明確化することは継承していくためには経験を要するため難しい。そのため地場産業産地のものづくりは伝承することが困難であったことが考えられる。

2.1 「産地コア」の保証-伝統的工芸品の認定-

次に上記で述べた「産地コア」と呼ばれる原材料基盤と伝統的技術・技法を法的に保証するのが「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(伝産法)である。この法律は通商産業省(現経済産業大臣)によって昭和49年に制定された法律で内容は以下の通りである。

(目的)

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。



図1 伝統的工芸品指定マーク

一の「日常生活」とは冠婚葬祭や節句などのように一生あるいは年に数回の行事でも、生活に密着し一般家庭で

使われる場合も含まれる。二の「主要部分が手工業的」とは製品の品質、形態、デザインなど、製品の特長や持ち味を継承する工程は「手作り」が条件だが、補助的工程には、機械を導入することが可能。三の「伝統的技術、技法」の伝統的とはおよそ 100 年間以上の継続を意味し、伝統的技術、技法は、昔からの方法そのままではなく、根本的な変化や製品の特長を変えなければ、改善や発展は認められる。四の「伝統的に使用されてきた原材料」では既に枯渇したものや入手が極めて困難な原材料もあり、その場合は、持ち味を変えない範囲で同種の原材料に転換することは、伝統的であるとする。五の「一定の地域で産地を形成」とは一定の地域で、ある程度の規模の製造者があり、地域産業として成立していることが必要である。ある程度の規模とは、10 企業以上または 30 人以上が想定。

以上のように伝統的工芸品産業振興協会振興機構では厳しいように見られる基準を詳しく、わかりやすい言葉で示している。

また、伝統的に使用されてきた原材料や技法・技術など主要な部分が今日まで継承されてきている。そして、持ち味や製品の特徴を維持し時代に対応した改良を加えられながらも時代に即した方法や材料で製品作りがなされている工芸品もある。これは二にあるように主要部分が手工業的であったり、原材料の一部が現在では手に入れられないものなど時代の変化や生産性のために止むなく改良されていたりする部分もある。このようなものを含んでいるために「的」とされている。

2.2 「伝統的工芸品」と「重要無形文化財」

次に「伝統的工芸品」とは別に「重要無形文化財」いわゆる「人間国宝」と呼ばれるものがあるがここではこの二つの違いを整理したい。

・伝統工芸士と伝統的工芸品

伝統的工芸品は経済産業省が管轄し、伝統的な産業を保護、伝承することを目的とし、産地の技術・技法だけの保護が目的でなく、産地の経済的な発展性も振興している。技術保持者に対し伝統工芸士という後継者育成のための認定登録される制度がある。これは 12 年以上の実務経験年数を有して、原則産地内に居住している者という受験資格が必要で、内容は知識試験と実技試験、面接試験に分かれる。現在認定されている伝統工芸士は 4,441 名 218 品目（平成 23 年 2 月 25 日現在）一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会という中核組織がある。ⁱⁱⁱ

・重要無形文化財と重要有形文化財

重要無形文化財は人間国宝とも呼ばれ、文化庁（文部科学省）が管轄し、重要有形文化財や国宝などの文化財などと同じく文化財保護法によりその基準は指定されている。作者は不明だが歴史的な価値を持った美術品や工芸品、建築物なども含め、国民の貴重な財産となるものを保護する文化財保護法によって守られている。現在、重要無形文化財に認定されているのは 57 名 14 団体（平成 25 年 7 月時点である。伝承された特別な技法などの保持者、団体が認定される。また、重要無形文化財保持者を中心に伝統工芸作家、技術者等で組織する公益社団法人 日本工芸会では、技術保存（発展）ための研究なども行われる。

それぞれの基準は異なるが前者は地域に根ざした産業産地を保護・発展をするもので、後者は歴史的、学術的価値をもった美術・工芸品や技術保持者や団体を保護するものであるといえる。両者が重複して保護されることもある。工芸品場合その多くは地属性が強いため、重要無形文化財保持者もその産地で制作していることが多い。

2.3 「産地コア」と周辺工芸品の関係性

上記のように「伝産法」は継続性を踏まえて時代に即した変化が認められている基準である。しかし、それでも時代の変化に伴いその要件を満たす事が難しく、伝産品従事者の数は減少傾向にあり、「ある程度の規模」を保つことができなくなっている。また、材料や用具の入手も難しくなって来ているため、これまでの「手作り」だけでは人件費がかかるため部分的に機械化する必要もある。



図2 産地の製品構造

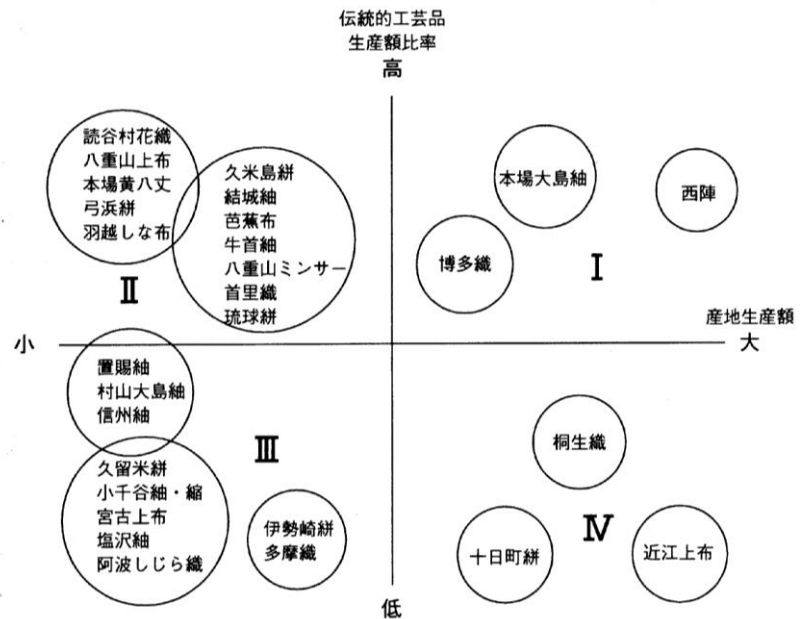


図3 伝統的織物産地の類型

このような原材料の枯渇と技法・技術を継承する職人の高齢化、そして、地場商品・伝産品をめぐる市場変化によって、産地コアを維持する地域的な条件が崩壊しつつあり、困難な局面を迎えている。とくに伝統的工芸品は需要構造の変化と高価格化によって市場が著しく縮小し、工芸品化、美術品化、文化財化しつつあり、それが価格の高騰をもたらして市場の縮小をもたらすという悪循環に陥っている。一方、全国に展開する地場産品および伝産品産地は、伝統的技術を駆使しながら部分的でも擬似的伝産品や普及品の生産によって、産地および企業の維持を図る傾向が強い。しかしこうした非伝産品群の市場価格の基盤となっているのは本来の産地コアを持つ地場産品や伝産品であり、これらが衰退すれば擬似的伝産品や普及品は市場価格の基盤を失うという危険性があり、産地コアの維持は伝産産地の存続に必須条件である。^{iv}

また上野は伝産品関連製品を分類として大きく3つに分けている。(図2)第1は、いわゆる伝産品として法的な指定要件、指定告示を満たしたもの。第2は、準伝統的工芸品というべきもの。指定要件、指定告示を満たしていないため伝産マークを添付できないが、伝統的技術を適用あるいは原材料を使用した製品。これらは多くの場合、組合あるいは県・市等の検査機関等の保証がつくもので、広く産地ブランドとして認定されているもの。第3は、普及品と言われるもので、伝産品に使用される原材料等を代替品にしたものや、技術・技法も指定されている生産工程の一部を省略あるいは量産的機械加工によるものである。

このようにして伝統産業産地は伝産品などの産地コアを中心にその周辺にあるものづくりと共に形成していくことは、伝承される工芸品と変化していく工芸品その両方が産地としての発展につながるということがいえる。しかし、図3のようにそのバランスは産地によって異なる。

伝統的織物産地の生産額とその内容を示したものが図3である。横軸に産地としての総生産額、縦軸に伝産品の占める割合を示したものである。この図の中でIとIVは総生産額が大きくIVに比べIのほうが伝産品の占める割合が高い。IIとIIIは総生産額が低く、IIのほうが伝産品の占める割合が高い。IとIIはいずれも伝産品の割合が高いが生産額も伴っているIとなる事が理想型であると言える。IIは伝統性を維持するが故に生産量の減少や後継者減少に伴う高価格化によって生産額が少なくなっている事が考えられる。IIIになると伝統性の減少だけでなく、生産額の減少しているため、産地としては危機的な状況であることが考えられる。また、普及品の生産額だけが高いと

いう事は他の地域で生産しても変わらないものづくりになってしまい、伝統的産業の産地としてのものづくりを脅かす危険をはらんでいる。

「伝統的工芸品産地の理想型は西陣織産地、本場大島紬産地のように産地コアを維持し、それが市場において一定の評価を受け、産地が存続することにある。そのためには産地コアの継続振興的によって一定の伝産品比率を確保しながらも準伝産品や普及品の開発・販売によって経営の安定化を図ることも重要である。」⁴⁾ 上野が述べているように伝産品から普及品まで産地全体としてバランスよく発展させていく必要性がある。

3. 滋賀県内の工芸品

次に滋賀県内の状況を見ると国指定の伝統的工芸品が「信楽焼」「彦根仏壇」「近江上布」であり、県指定の工芸品が39品目、46製造者ある。(表1)

国指定と県指定の伝産品との違いについて、県指定の伝産品は基本的に国指定の伝産法の基準に沿う形となっているが、各都道府県によってその基準は異なる。これは産地によって歴史的価値、指定数確保のためなど事情が異なることを踏まえていることが考えられる。

滋賀県の場合は伝産法の1から4はまったく同じであるが、5の「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること」が記されていない。これは産地として伝統的産業従事者の減少のためすでに一定の人数を確保できない事が考えられる。

表1 滋賀県内の伝統工芸品

区分	番号	工芸品名	製造業者名	製造地域	指定時期
織物・染織・組みひも・刺繍など	1	近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	愛荘町	国指定
	2	網織紬	奥田武雄	長浜市	第2次
	3	秦荘紬	川口織物(有)	愛荘町	第1次
	4	綴錦	(株)清原織物	守山市・米原市	第1次
	5	ピロード	長浜ピロード振興協会	長浜市	第2次
	6	正藍染・近江木綿	植西恒夫	湖南市	第2次
	7	本藍染	森義男	野洲市	第4次
	8	手織真田紐	西村富弥	東近江市	第2次
	9	草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	大津市	第2次
	10	近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	愛荘町	第2次
	11	彦根繡	(有)青木刺繍	彦根市	第6次
	12	楽器糸	西山生糸組合	長浜市	第1次
	13	鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	長浜市	第1次
	14	特殊生糸	西村英雄	長浜市	第1次
	15	押絵細工	東川雅彦	近江八幡市	第1次
	16	近江真綿	近江真綿振興会	米原市	第2次
	17	輪奈ピロード	(株)タケツネ	長浜市	第8次
陶器	18	信楽焼	信楽陶器工業(協)	甲賀市	国指定
	19	膳所焼	(有)膳所焼窯元	大津市	第2次
	20	近江下田焼	(有)近江下田焼陶房	湖南市	第6次
	21	(再興)湖東焼	中川一志郎	彦根市	第8次
木・竹工品	22	提灯	かさぜん中川善輝	長浜市	第7次
	23	ろくろ工芸品	(有)松浦製作所	長浜市	第1次
	24	竹根鞭細工	瀬川泰弘	草津市	第1次
	25	木製桶樽	村田茂朋(問い合わせ先)	竜王町	第2次
	26	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)	高島市	第4次
	27	上丹生木彫	上丹生木彫組合	米原市	第5次
	28	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店	近江八幡市	第7次
	29	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ	近江八幡市	第9次
仏壇	30	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)	彦根市	国指定
	31	浜仏壇	浜仏壇工芸会	長浜市	第1次
	32	鏝金具	辻清	長浜市	第4次
和紙・文具・その他	33	近江雁皮紙	成子哲郎	大津市	第2次
	34	高島虎斑石硯	福井永昌堂	高島市	第1次
	35	雲平筆	筆師第15世藤野雲平	高島市	第1次
	36	和ろうそく	古川五郎	彦根市	第1次
	37	太鼓	正木専治郎	愛荘町	第2次
	38	大津絵	高橋松山	大津市	第2次
	39	梵鐘	(株)西澤梵鐘製造所	東近江市	第5次
	40	小幡人形	細居源悟	東近江市	第5次
	41	八幡瓦(鬼瓦)	(協業)八幡瓦製作所	近江八幡市	第7次
	42	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	愛荘町	第9次

4. 「新融合イン滋賀」研究会

社会連携センターでは「新融合イン滋賀」と題し県内の伝統工芸品に従事する職人の方と滋賀県工業技術センターの方などの協力をいただきながら2012年から2013年にかけて地場産業の技術・技法を用いて新商品の開発のための試作品制作を行った。

これまでも地場の伝統工芸産業の活性化に関して、形や色のデザイン先導型の新商品開発活動がいくつか進められているが、本研究会ではそれらの活動とは異なり、新コンセプト商品の創出を最優先し、地場の伝統工芸産業の異分野融合によるコンセプト創出と試作開発をねらいとして行った。また、本研究会において異分野融合の方法論自体も研究を進め、「二律背反の融合」をアイデア発想時に活用するほか、伝統工芸を工芸技術(技術、材料)と伝統工芸品(形、機能、美意識)に分離し、それらの要素を新しい価値観に基づいて融合させることで新しい発想商品を展開した。さらにエレクトロニクスとの融合についても、アイデア創出を試みた。

そして、2014年2月の第4回MOTフォーラムの企画展示会として、仏壇彫刻、漆・蒔絵、鋳金具、組紐、信楽焼、和紙などの伝統工芸の融合や、伝統工芸とエレクトロニクスの融合から生み出した以下の7点の新コンセプトの商品の展示を行った。商品として販売するまでにはまだ至っていないがこれまでにない新たなものづくりが生み出すことができた。

「Display Andon -和紙とエレクトロニクスの融合-」

スマートフォンの明かりを光源とした和紙による立体シェード

「組紐タイ -組紐と鋳金具の融合-」

組紐・仏壇鋳金具の技術を応用した組紐タイ

「貫入文様陶器 -信楽焼と漆芸の融合-」

貫入の強弱調整を行った陶器への漆注入表現した陶器

「Mottainai -伝統工芸とECO-」

扇骨材製造時における不良となった材を再利用したバターナイフ

「ケータイ彫刻 -仏壇彫刻とスマートフォンの出会い-」

仏壇彫刻技術を薄さの中で表現したスマートフォンケース

「新酒器 -仏壇工芸とエレクトロニクスの融合-」

伝統的な漆芸技術とコンパクト型温度調整機器の組み合わせによる酒器

「祈り空間 -仏壇工芸と扇骨の出会い-」

扇骨のイメージから生まれた現代的な祈り空間



図4 制作現場の視察

伝統工芸の融合展

5. 伝統工芸産業からの産学官連携による地域イノベーション創出

伝統工芸産業産地と産学官連携によるものづくりの事例をあげながら、伝統技術の中にある暗黙知を科学技術など利用し形式知化したものについて岡本信二は以下のような段階を踏まえて行われる可能性がある事を示している。

vi

第1段階 伝統技術の科学技術による解明（「暗黙知」の「形式知」化）

第2段階-① 既存の伝統技術とは異なる新たな先端技術への応用

第2段階-② 既存の伝統技術の保護・伝承

第3段階-① 新たなイノベーションの創出

第3段階-② ブランド・デザインによる高付加価値化

第4段階 地域ブランド醸成と JAPAN ブランドによる国際的展開

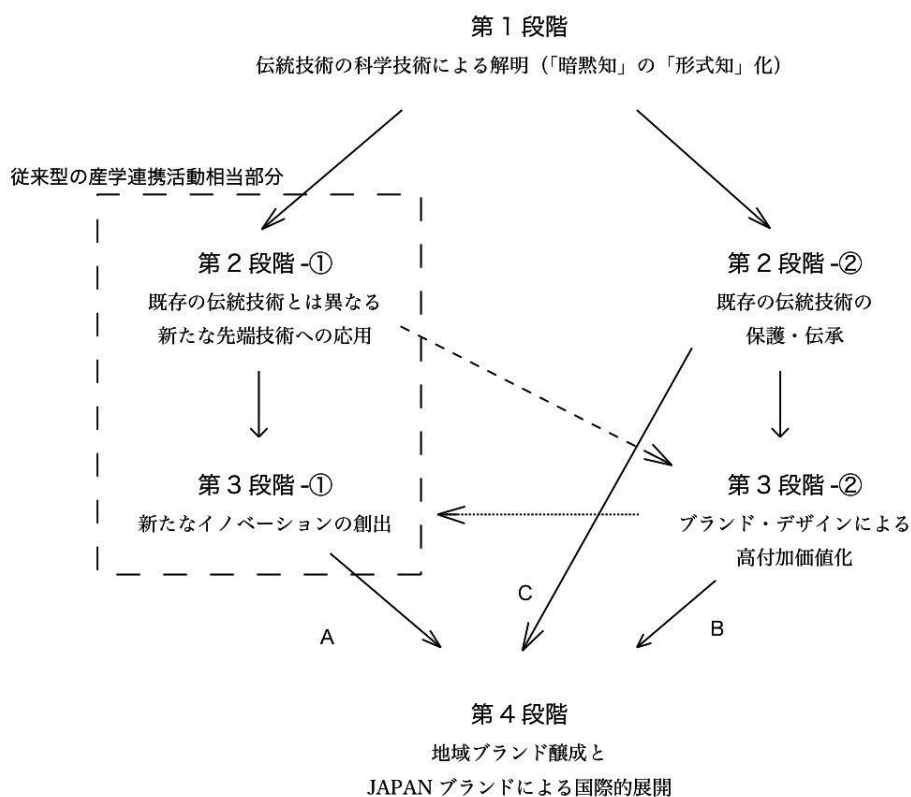


図5 伝統技術・発展プロセス

上記の図に示されるように段階を経ながら調査、保護、発展をさせていくということが地場産業産地のものづくりとしては大切である。とくに第1段階と第2段階における現状の把握は上野のいう「産地コア」となる部分であり、地域の特色に基づく付加価値を商品の根源とする工芸品においては必要不可欠である。その「産地コア」を産地の力だけで維持していく事は難しい部分がある。しかし、法令などで保護をされているままでは自立・発展することは難しい。そのためには時代に即した形に改良した新製品の開発の必要がある。そしてその第3段階以降は時代によって変化させていく必要がある。

6. まとめ

大学機関などの立場から支援できる可能性として、この「産地コア」調査・整理という事があるのではないだろうか。この暗黙知的部分はこれまで伝統として守られてきたため、外部からは見えないものとなっていた。しかし、現状の産地の持っている暗黙知的な技術・技法を調査し、客観的に見えるような形として表出化させることは、産地内の他の事業者や企業などの協力者により新たな商品を生み出す第3段階の発展へとつながる情報共有のための基礎的な部分である。

また、そのような技術・技法を保存、保護、記録していく事は地域資源の文化財的保護にもつながり、地域の特色を後世に伝える大事な資料となる。そして、地域の特色を保ち伝えていく事は土着愛などにつながり地域の学習教材としても活用できる可能性がある。これは、後継者育成としての教育にもなるが、地域に住む消費者に対する「ものの価値」を文化として伝えることになるだろう。

ⁱ 上野和彦,「伝統産業産地の行方-伝統的工芸品の現在と未来」,2008,東京学芸出版会,p1-2

ⁱⁱ 前掲書,p2-3

ⁱⁱⁱ 財団法人 伝統的工芸品産業振興協会

伝統的工芸品産業振興協会は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品産業の振興を図るための中核的機関として、国、地方公共団体、産地組合及び団体等の出捐等により設立された財団法人。

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会は、全国の伝統的工芸品産業の振興を図るとともに、一般消費者、生活者が伝統的工芸品を正しく理解していただくことを目的として、国、地方公共団体、産地組合及びその他の機関の協力を得て各種事業を行っている。

<http://www5.somard.co.jp/home.shtml>

^{iv} 前掲書,p6

^v 前掲書,p6

^{vi} 岡本信司,「伝統工芸産業からの産学官連携による地域イノベーション創出に関する課題と提言 京都地域及び石川地域における事例研究技術計画」研究技術計画,2009,研究・技術計画学会 23(4), 367-382,

表 1 滋賀県内の伝統工芸品 滋賀県 HP を参考

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kakuka/f/chushoukigyo/kougeihin/kougeihin.html>